

平成30年 5月14日
(2018年)

伊丹市病院事業管理者
中田 精三 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

平成29年(2017年)9月1日付け伊病総人第141号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

平成29年3月27日付で個人情報開示請求があり、平成29年4月11日付で個人情報不開
示決定を行った「〇〇〇〇に関する病理解剖報告書の全て(伊病医第18号)」の処分に対する審
査請求に関する諮問

諮問番号：平成29年度諮問第3号

答申番号：平成30年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

伊丹市病院事業管理者（以下、「処分庁」という。）が行った「〇〇〇〇（ID：〇〇〇〇〇）に関する病理解剖報告書の全て」に係る平成29年4月11日付けで不開示とした決定は、これを取消し、改めて処分をやり直すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求の内容

審査請求人は、伊丹市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成29年3月27日付けで「〇〇〇〇（ID：〇〇〇〇〇）に関する病理解剖報告書の全て」について、個人情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を特定し、平成29年4月11日付けで、「開示文書でないと決定した為」を理由として、個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年5月1日付けで「〇〇〇〇（ID：〇〇〇〇〇）に関する病理解剖報告書の全てを開示する決定を求める。」として、処分庁に対して審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件開示請求に係る本件処分の理由は、「開示文書でないと決定した為」としか記載がなく、条文すら適示されていないことから、本件処分には、理由付記がなされていない違法が認められることは明らかである。また、本件開示請求文書は、職員の個人的メモではないことは明らかであり、条例第2条第3号に規定される「組織的に利用するもの」に当たり、「開示文書でないと決定した為」などという理由の本件処分は明らかに違法である。さらに、解剖所見は個人情報の典型例ともいえるべき情報であって、死亡後の〇〇〇〇の解剖の結果に関する情報の全てについても、相続人である審査請求人に帰属する個人情報に該当することは明白であることから、本件開示請求文書が保有個人情報に該当することは当然である。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は本件開示請求文書が「組織的に利用するもの」とであると主張するが、厚生労働省の行政文書に関する判断基準によれば、組織的に用いるとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解されている。一方で、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの及び、職員の個人的な検討段階に留まるもの等は、組織的に用いるものには該当しないとある。

処分庁では、診療記録に関しては組織として管理している職員共用の保存場所を電子カルテとしており、これによると病理解剖に関する文書は「病理解剖報告書」のみであり、本件処分には、違法又は不当な点はない。

3 審査請求人の反論書における主張

処分庁は、病理学的診断のみ記載した「病理解剖報告書」しか開示せず、本件開示請求文書（病理解剖報告書を除く病理解剖に関する文書）は組織として共用していないため、「組織的に利用するもの」ではなく、「保有個人情報」に該当しないと主張するが、本件開示請求文書は、その性質からして、「組織的に利用」されていることが明らかである。処分庁のホームページにおいても、病理解剖で収集した個人情報を医学的検討の対象としており、この医学的検討は、職員1名で個人的に行われるものでなく、臨床病理検討会により集団的に行われていることからすれば、「組織的に利用するもの」として保有していることは明らかである。

また、処分庁が管理している職員共用の保存場所は電子カルテに限らず、処分庁内で職員が業務上使用するパソコンやサーバ等も組織として管理している職員共用の保存場所であることは論を俟たない。診療記録を組織として管理している職員共用の保存場所は電子カルテに限られるなどという恣意的な解釈によって、行政機関が市民の個人情報を不当に管理するようなことは到底認められない。

第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年（2017年）9月1日	諮問の受理
平成29年（2017年）11月8日	第1回審議
平成30年（2018年）1月26日	審査庁から事情聴取、第2回審議
平成30年（2018年）2月14日	審査請求人の口頭意見陳述、第3回審議
平成30年（2018年）3月26日	審査庁から事情聴取、第4回審議
平成30年（2018年）4月23日	第5回審議
平成30年（2018年）5月14日	第6回審議

第5 審査会の判断

1 争点

本件開示請求に対し、処分庁は「〇〇〇〇（ID：〇〇〇〇〇）に関する病理解剖報告書の全て」に該当する文書が存在しないと判断して、個人情報不開示決定処分を行った。争点は、本件開示請求の対象となる保有個人情報の範囲とその組織共用性への該当性である。

2 不開示決定に係る理由の提示の不備について

- (1) 本件処分の際に提示された不開示理由について、「開示文書でないと決定した為」との記載のみで、条例上求められる理由付記としては、極めて不十分である。したがって、改めて理由を提示して処分をやり直すべきである。
- (2) もっとも、当審査会の結論は、本件不開示決定に理由を付記すべきというものではなく、不開示決定を取り消して処分をやり直すべきという結論である。

3 本件開示請求の範囲について

- (1) 本件で開示請求された保有個人情報の内容は、「病理解剖報告書の全て」である。
- (2) 当審査会が調査したところ、病理解剖に関して病理解剖を担当する医師が一般的に作成するものとしては、「病理解剖報告書」の他、「肉眼的・顕微鏡的所見（ミクロ・マクロ所見）」、「解剖時写真」、「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」、「プレパラート」、「ミクロ写真（プレパラートの写真）」、「解剖時記録」等が存在する。
- (3) 電子カルテに含まれる「病理解剖報告書」について
 - ア 審査請求人の主張によると、電子カルテに含まれる「病理解剖報告書」については、本件開示請求とは別に、市立伊丹病院診療記録開示取扱要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、すでに審査請求人に対し交付を行い開示されている。
 - イ そのため処分庁は、本件開示請求に対し、上記「病理解剖報告書」は本件開示請求の対象としなかったとのことである。
 - ウ 当審査会としては、本件開示請求は「病理解剖報告書の全て」の開示を求めるものであり、本来であれば、上記「病理解剖報告書」自体も本件開示請求の対象として開示決定をすべきであったと考える。もっとも、この点は、上記経緯により審査請求人は既に病理解剖報告書の交付を受けており、本件審査請求においては争われていない。したがって、これ以上取りあげることはいない。
- (4) 電子カルテに含まれる「病理解剖報告書」以外の情報について
 - ア 当審査会が調査したところ、処分庁は、病理解剖に関する文書の開示請求についてはこれまでも「病理解剖報告書」に限定して開示する運用を行ってきた。
 - イ そのため、開示請求される公文書の名称が「診療に関するすべての文書」であった場合は、「解剖時写真」、「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」、「プレパラート」、「ミクロ写真（プレパラートの写真）」等について、処分庁は過去に開示した例があるとのことであるが、本件開示請求において、上記写真等は対象となっていないと解釈し、開示しなかったとのことである。
 - ウ しかし、要綱第2条第10号は、提供する診療記録の内容のひとつとして、「その他

診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録された書面、画像等の記録」と規定しており、「病理解剖報告書」以外の病理解剖に関する情報も提供する診療記録であると判断することができる。

- (5) 以上のことから、当審査会は、本件開示請求の趣旨を踏まえると、本件開示請求で請求されている「病理解剖報告書の全て」には、「病理解剖報告書」の他、「肉眼的・顕微鏡的所見（ミクロ・マクロ所見）」、「解剖時写真」、「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」、「プレパラート」、「ミクロ写真（プレパラートの写真）」、「解剖時記録」等も当然含まれていると解釈することが適切であると判断する。

4 組織として共用されているか否かについて

(1) 保有個人情報及び公文書について

ア 処分庁は、「病理解剖報告書」以外の病理解剖に関する書類等は、組織として共用しておらず、保有個人情報にも公文書にも該当しないため、不開示決定を行ったと主張する。

イ 条例第2条第3号によると、開示請求の対象となる保有個人情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」であって、「(伊丹市情報公開条例第2条第2項に規定する) 公文書に記録されているものに限る」と定義されている

ウ そのため、開示請求の対象範囲を特定するにあたっては、当該個人情報が組織として共用されているか否か、あるいは組織で共用されている文書、図面、電磁的記録に記録されているか否かが問題となりえる。

- (2) 当審査会が調査したところ、「肉眼的・顕微鏡的所見（ミクロ・マクロ所見）」、「解剖時写真」、「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」、「プレパラート」、「ミクロ写真（プレパラートの写真）」、「解剖時記録」等が存在する。

本件患者に関するこれら書類等の個々の管理状況は以下のとおりである。

ア 「病理解剖報告書」の基礎となる「肉眼的・顕微鏡的所見（ミクロ・マクロ所見）」を作成するか否かについては、病理解剖を担当する医師によって異なるが、作成した場合は、病理システム及び電子カルテ端末上にフォルダを作成し管理しており、病理システムを閲覧できる医師、検査技師、事務職員が閲覧できる。

なお、当審査会が調査したところ、本件については、「肉眼的・顕微鏡的所見（ミクロ・マクロ所見）」が作成され、病理システム及び電子カルテ端末上の個人用のフォルダに管理されていることが確認されている。

イ 「解剖時写真」は、病理解剖を担当する医師により保管方法が異なるが、病理システムまたは電子カルテ端末上にフォルダを作成し管理しており、病理システムを閲覧できる医師、検査技師、事務職員が閲覧できる。

ウ 「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」は、病理システムに保管しており、病理システムを閲覧できる医師、検査技師、事務職員が閲覧できる。

エ 「プレパラート」は病理検査室内の保管棚で管理しており、病理担当職員の許可の

もと他科の医師等も閲覧できる。

オ 「マイクロ写真（プレパラートの写真）」は、作成した病理解剖を担当する医師が、一部を電子カルテ端末上にフォルダを作成し管理しており、院内カンファレンス（臨床病理検討会）で使用されることがある。

カ 「解剖時記録」は、病理検査室内書庫に紙媒体で保管し管理しており、病理解剖を担当する医師の許可のもと他科の医師等も閲覧できる。

- (3) 以上のことから、病理解剖に係る情報は、病理システムを閲覧できる医師、検査技師、事務職員が閲覧できる状況にあり、あるいは他科の医師が閲覧できる状況、院内カンファレンスで利用される状態等におかれている。また、職員個人が作成した病理システム上の個人用のフォルダに保存されたものであっても、病理システムを閲覧できる医師、検査技師、事務職員であれば閲覧できる状況におかれていることが確認できる。

さらに、病理システムは病理診断科で共用され、病理システム自体も市立伊丹病院全体の電子カルテシステムのサブシステムであること、また、端末が市立伊丹病院から貸与されたものであることを鑑みれば、病理システム上に作成された個人用フォルダといえども、市立伊丹病院が管理しているものということができる。

- (4) 以上の点を考え合わせると、当審査会は、病理システム上にある個々の職員が作成したフォルダに保存された文書等や病理検査室内の書庫に保管されている書類等も、組織として共用されている実質を備えていると判断する。

5 結論

以上のことから、当審査会は、次のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求の対象となる保有個人情報とは、電子カルテの中に含まれる「病理解剖報告書」に限定されるものではなく、「肉眼的・顕微鏡的所見（マイクロ・マクロ所見）」及び「解剖時写真」、「マクロ写真（解剖後の臓器全体の写真）」、「プレパラート」、「マイクロ写真（プレパラートの写真）」、その他本件開示請求に係る書類等について、改めて保有個人情報を調査、特定を行い、処分をやり直すべきである。
- (2) 以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

なお、当審査会として、伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第2条第3項の規定に基づき、以下のとおり意見を付記する。

市立伊丹病院では、電子カルテシステム及び各診療科のサブシステムがあり、その端末の中に各医師等が個人フォルダを作成している状況にある。その中には、組織共用文書とは言えない個人メモ等もあることは理解できるが、個人フォルダにどのようなものを収納するのか、また、個人フォルダをどのような位置づけでシステム上運用するのかについては、マニュアル・要綱等の作成等、個人情報の適切な管理のあり方を踏まえ、適宜検討されたい。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員